

妙高市告示第 1 1 7 号

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準（平成 1 0 年環境庁告示第 6 4 号）の地域の類型を当てはめる地域を次の 1 のとおり指定し、道路に面する地域における幹線交通を担う道路を次の 2 のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日

妙高市長 入 村 明

1 地域の類型を当てはめる地域

「環境基準区分図別紙 1」のとおりとする。

2 道路に面する地域における幹線交通を担う道路（定義）

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）の妙高市内の区間

附 則

平成 2 4 年妙高市告示第 4 5 号は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り廃止する。